

役員報酬規程

社会福祉法人 心和福社会

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 心和福社会（以下「本会」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役 員)

第2条 この規程において「役員」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 理事（理事長を含む）
- (2) 監事

(常勤役員の報酬)

第3条 役員のうち常勤の役員（以下「常勤の役員」という。）には、月額200万円以内で理事会にて決定した額を報酬として支給する。

- 2 新たに常勤の役員となった者には、役員となった日の属する月から報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が退職した時は、退職した日の属する月まで報酬を支給する。
- 4 常勤の役員が死亡した時は、死亡した日の属する月まで報酬を支給する。
- 5 一報酬支払期の途中で第2項から第4項までの事由が発生した場合であっても、日割り計算はせず第1項で決定した1ヵ月分の報酬を支給するものとする。
- 6 報酬の支給は、本会の職員の給与の支給日と同日の毎月15日とする。また、当該支給日が祝土日の場合は、翌営業日の支給とする。

(非常勤役員等の報酬及び費用弁償)

第4条 常勤の役員以外の役員等がその職務に従事した時は、日額5,000円を報酬として職務に従事した都度支給する。

付 則

この規程は平成24年 3月26日から施行する。

平成28年12月12日に一部改訂施行する。